

中国税関と商標実務 —中国模倣品取締りの現状—

特許業務法人三枝国際特許事務所弁理士
岩井智子

はじめに

ただ今ご紹介にあずかりました弁理士の岩井と申します。立場上、少し事務所の紹介をさせていただきます。大学卒業後、企業経験を経て、その後弁理士試験を目指しました。1997年に三枝国際特許事務所に入所して、来年で25年になります。私は東京オフィスにいますが、三枝国際特許事務所の本部は大阪の道修町（どしょうまち）にあります。大阪でも読めない町名の一つですが、薬問屋が江戸時代から軒を連ね、今も大手の製薬会社が本店や支店を構えています。当事務所は薬関係等、特に化学分野の特許担当が多くおります。薬といいますと、広く海外に権利形成が必要であり、弊所は昔から特に内外の案件については強みを持っている事務所です。

本日は改正中国商標法について、ポイントをお話した後、中国税関における模倣品の取締りの話をさせていただきたいと思います。

1. 2019年施行の改正商標法と実務への影響

改正商標法は2019年11月施行ですが、そのポイントは二つです。

一つは、大量の買占め行為、冒認出願をどうにかやめさせたいという改正です。今までも別の条文が適用され、詐欺的な出願については異議や無効理由でつぶすことができるという44条があり、弾力的に適用されてきましたが、今回新たに一つ4条の規定が増えました。

本日ご参加の皆様の中には、商標担当の方が多くいらっしゃるのですが、日本の商標制度をご案

内かと存じます。私の感覚ですけれども、日本でいう4条1項11号、先願主義が中国にもあります。日本はそれに混同のおそれの商標を排斥する同15号があります。条文数で恐縮ですが、11号足す15号が中国の30条、先願主義という感覚です。続く、悪意の不正な出願は、日本の商標制度では、使用意思がないという3条1項柱書の要件と、4条1項19号という他人の周知著名商標の不正出願の条文に近いので、もし日本の制度をご案内の方は、日本とリンクさせながら聞いていただきたいと思います。

中国において、大量の買占め出願について、異議や無効を主張するためには、「悪意」の立証が必要になってくる。そのため、実務上は出願人の興信調査をすることが多くあります。中国においては、日本の情報提供制度に相応する規定がなく、異議申立前の審査段階で審査官に出願人情報の資料などを提供することが原則できません。しかし、出願人の悪意性がかかなり高いということであれば、ブラックリスト入りをしてもらうための嘆願といえますが上申ができません。そのような個別ルートを活用することも実務上はあります。

ポイントとしては出願人を興信調査することで、出願人の業種、経営状態、本当にそれを使おうとしているのかが見えてきます。ここで悪意性の立証ができる場合があります。ですから、かかる調査を経て、新法の条文を活用することが最近は増えてきました。その悪意の出願人の悪意の出願件数も指標の一つですが、出願数はある程度は影響します。同じ名義でどれぐらい出願されているのかも含め、悪意性を立証して

いくということです。とはいえ異議を主張する、無効にして登録をつぶしていくことになってくると費用もかかってきます。この点で、企業は、要らない区分も含め、類似のところ、非類似のところも防衛的に出願されているのが現状かと思えます。

本日は中国の方もいらっしゃるのでご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、たった数日で有名になったチベット族の丁真(テイシン)君という男の子がいます。写真がSNSで拡散され、ハンサムで一瞬でとても有名になった訳で、彼は四川省にあるカンゼ地区のアンバサダーになりました。(コロナ禍で)旅行も行けない状況ですが、ぜひYouTubeで「丁真的世界」を御覧いただいて、「こんなにきれいなところが中国にあるんだ」とお楽しみください。商標に関してですが、この一瞬で有名になった氏名ですが、このように既に冒認がいろいろな区分で出てしまうわけです。中国では隙間なく出願されてしまうので、1日でも早い出願が非常に重要になってくることがわかります。

本日の石川室長様の講演資料にも出ていましたが、「鬼滅の刃」の興行収入が去年から今年にかけて急増しており、出願についても集英社さ

んより早いものもあります。「炭治郎」までもが
出願されてしまっています。日本で流行れば、絶対中国にも輸入されていく。余談ですが、「鬼」の意味は、日本と中国では全く違います。中国ではネガティブな意味が大きいので、先後願だけでなく公序良俗の争いも生ずると思います。このような形で中国の冒認出願という現実があります。

今回の改正でこの悪意の冒認出願を排斥する条文が新しくできたとはいえ、今までのプラクティスに影響はなく、異議・無効理由であれば以前の44条とさほど変わらないとクライアントから聞きます。しかし、実は商標行政にも大きく影響しています。例えば、資料2の3件の案件は全て商標局側、日本でいう特許庁側の拒絶査定で、それぞれ拒絶査定不服審判で争われた案件です。ですから出願人側である冒認側が、商標局と争って負けたものです。例えば、商標「HORCH」です。こちらは、第二次世界大戦前までドイツの有名な車のブランドでした。今はAUDIの権利者名義ですが、先行商標の権利範囲は「自動車」のみでかなり狭いものです。冒認出願人はかなり広い指定商品で出願し、商標局で悪意性、4条違反で審査され拒絶査定になっ

(資料1)

SAEGUSA & PARTNERS

商標法4条の解釈→「使用目的不存在」+「悪意」 商標登録出願行為の規範化にかかる若干の規定（2019年12月1日施行）

第8条

商標登録出願が商標法第4条に違反しているかどうかを判断するときは、商標登録部門は以下の要素を包括的に考慮することができる。

- (1) 出願人、又は出願人と関連性を有する自然人、法人、その他の組織による**出願件数**、指定された商品又は役務の種類別、商標の取引状況等
- (2) 出願人の業種、経営状況等
- (3) 出願人に既に発効されている行政決定、又は裁定、司法判決により曾て**悪意**の商標登録出願行為が認定され、他人の登録商標にかかる商標権の侵害行為の状況
- (4) 商標登録出願に係る商標が他人のよく知られた商標と同一又は類似である状況
- (5) 商標登録出願に係る商標が、著名人の氏名、企業名、企業名の略称、又はその他の商業標識と同一又は類似の状況
- (6) 商標登録部門が考慮すべきその他の要素

→猜疑出願については審査意見書による使用目的の確認


© Copyright 2021 Saegusa & Partners All Rights Reserved.

3


(資料2)

SAEGUSA & PARTNERS

- ・出願人は複数件の知名度の高い標章を出願→4条違反
- ・AUDIの古い権利は権利範囲が狭い
- ・不正の意図は明らかで、信用誠実の原則、社会への負の影響を招来
- ・審理中に名称変更等、審理中止申請




AUDIの先行登録




(2020)京73行初3684号 2020/06/21

- ・出願人は111件、内33類は38件の出願→4条違反
- ・先行商標もBENTLEYの冒認で無効審判係属中
- ・2019年4月出願、2020年1月に拒絶査定、9月審決

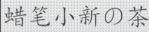


先行登録



商評字(2020)216980号 2020/08/18

- ・出願人は他人の知名な作品名、キャラクター名と同一又は類似の標章を100件近く出願している→4条違反
- ・使用目的ではなく悪意の商標出願と認定



商評字(2020)205521号他複数 2020/07/29

→

- ・大量出願や知名度により審査段階において拒絶もされている
- ・“使用目的”が真実か否かがポイント
- ・“使用目的”が証明できれば、新法の適用はない
- ・先行商標の存在が確実

© Copyright 2021 Saegusa & Partners All Rights Reserved. 4

ています。次の「BENTLEY」は少し商標を変えているのですが、本件も商標局の審査で自動的に4条違反をかけてくれています。最後の事例「蠟筆小新の茶」ですが、「蜡笔小新(là bǐ xiǎo xīn)」と呼び、「クレヨンしんちゃんの茶」という意味です。私はこの出願の審査状況をウォッチングしておりまして、異議を予定していたところ、出願人は類似のキャラクター名、他のキャラクター名も含めて複数出願していたことから、審査段階で拒絶査定となり、日本企業側は費用をかけずに出願が消えた事例です。

このように大量の冒認出願であったり、知名度がある商標が審査においても一定の参酌がされ、審査に影響していることがあり、少しずつ変わっていることが改正法下の実務においては言えると思います。ただし、これも期待ができる商標と、できないものもあります。やはり、先行商標が一番重要ですから、AUDI等も今回はよかったけれども、審査官によってはそのまま登録査定になる、公告されることもあります。ですからやはり広めに先行商標を所有しておくというのが、中国における鉄則かと思えます。

大量買占(大量囤積)の判断

4条の悪意に適用される冒認出願件数はどれくらいかをよく聞かれます。案件によっては、1000件近くというものであれば、170件である程度有名なものを出している出願人のケースが、同条の対象になっている。ただ、十数件であっても商標の態様などに悪意性があり、使用の意図がないことが明確であれば、不正目的が認められ、新4条の適用が認められることがあります。これが一つ、改正法のポイントとなっています。

損害賠償額の確定

二つ目のポイントは懲罰的賠償です。

今年は中国民法典が一新され、懲罰的賠償についても民法上、合法的に認められることになりました。それよりも早く、2019年の段階で商標法は改正され懲罰的賠償、今までの3倍賠償が5倍賠償になっています。法定賠償額も高額化しています。

では、どんな事件が出ているのか。まだ5倍賠償が適用された商標の事例は知りませんが、3倍賠償が適用されている事件は結構あります。

(資料3)

SAEGUSA & PARTNERS

大量買占（大量囤積）の判断

- 出願人は1000件近くの商標、“红袍芯”、“江小酒江小酒”、“狭者荣耀”、“神雕侠侣”等について出願行為は正常な経営活動ではなく、不正の意図があり、誠実信用の原則に反し、商標法4条、7条1項、10条1項8号の規定に該当する。2019/05/14（商評字[2019]第0000101022号）
- リッツカールトンが著名ホテルであることを知りながら、29,30,32類に関連商標を出願した行為は不正であり、その出願日前後に他にも“8 ° C SUBZERO”“8 ° SUBZERO”“Love Match”“哈啰布朗”“POWER DAZZLE 炫动力”及“DUMBO 小飞象”等の他人の商標を170余り出願した行為は、2014年商標法44条1項の「不正な手段による取得」に該当する。2020/12/25（2019）京行終9367号
- 係争商標の権利者は、株式会社PDC「LIFTARNA」以外に、その出願日前後に“希杰狮王 CJ LION”“露恩贝乐”“UNT”等 100 余りの他人の商標を出願しており、正常な経営活動とは理解できず、公平な市場競争秩序に影響を生じさせ、2013年商標法44条1項の「不正な手段による取得」に該当する。2020年7月10日（2020）京行終3317号

© Copyright 2021 Saegusa & Partners All Rights Reserved.

(資料4)

SAEGUSA & PARTNERS

損害賠償額の確定

- 損害賠償額の確定方法及び順序についての規定

①権利者の実際の損失

（侵害者の販売により権利者の販売量が減少したときの販売減少総数×一商品あたりの利益率）

②侵害者が得た利益（侵害者の販売数量×侵害者の一商品あたりの利益率）

③ライセンス相当額

④法定賠償額（300万から500万に引き上げ）

- 懲罰的賠償制度の採用・・・悪意の侵害行為であり、情状が甚だしい場合は①～③の1～5倍
- 権利者の举证責任を軽減することで、損害賠償額の根拠の不充分性と従来の問題を権利者優位に解決する
- 合理的支出には、
侵害を停止させるために要した交通費、調査費、鑑定費、相応な弁護士費用、その他合理的に認められる費用

三倍賠償事例：

FILA事件 2015～2016年の営業利益の3倍

791万人民元（1億2700万円）の賠償

REDSUN事件 一部被告への連帯性人 5000万元（8億円）の賠償

© Copyright 2021 Saegusa & Partners All Rights Reserved.

FILA事件もそうですし、REDSUN事件もそうです。REDSUNの係争商品はコンロです。人命に大きな影響が生ずるおそれがある案件は高額に設定され、再発防止が図られます。このように、日本からは考えられない損害賠償額が確定されています。

懲罰的賠償（旧法下の三倍賠償）の事例

資料5は、直近の上海の事件です。どのような事件かということ、これも3倍賠償が認められたものです。商品は健康器具、ピラティスやジムなどで使われる持ち運びできる商品で、

人も多いらしいです。貿易についても、貿易黒字は最低の落ち込みから、もう9倍に跳ね上がっており、今やコンテナ不足が深刻化し、輸出企業の経済的負担が大きくなっていると、日経新聞の記事にもありました。既にアフターコロナが始まっているのが中国の貿易の現状です。

今年の旧正月（春節）は、省を跨いだ移動についても隔離措置がとられるところも多かったようです。このことから、実家への帰省が減り、生産ラインそのまま製造を継続していた工場も多かったようです。このように、中国経済は極めて好調というのが現状です。悲しいかな、日本はこのような状況ですから、かなり遅れを取っております。

新型コロナウイルスの影響による中国EC市場の動向は？

中国のEC市場ですが、やはりECが急速に増えています。日本もそうですが、中国はもともとモバイル端末の普及が格段に早かった国なので、簡単にポチポチと商品を買っていくのが中国の現状のようです。コロナ関係の商品がやはり多くて、そういうところにも模倣品が出ているのも現状だと聞いています。

EU税関当局による偽造品および海賊版の押収の80%以上は、中国と香港で発生

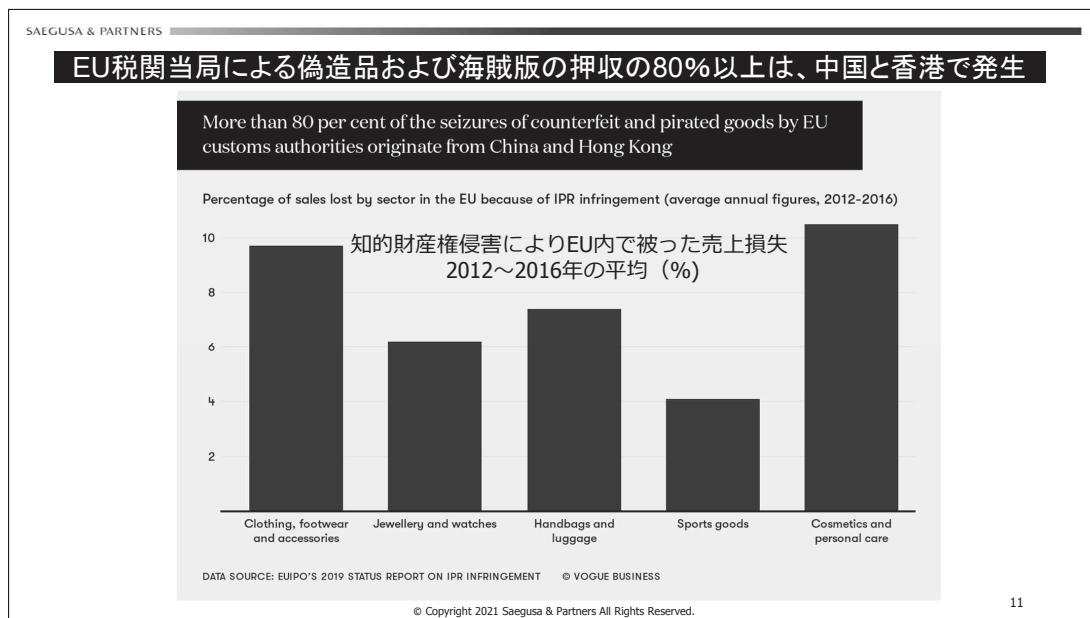
日本の資料がなかったため、直近のEUのもので説明しますと、EUでは押収の8割以上が中国と香港で発生、コスメや被服は10%前後の売上損失に起因しております。やはり模倣品の正しい対策は、喫緊の課題かと感じています。

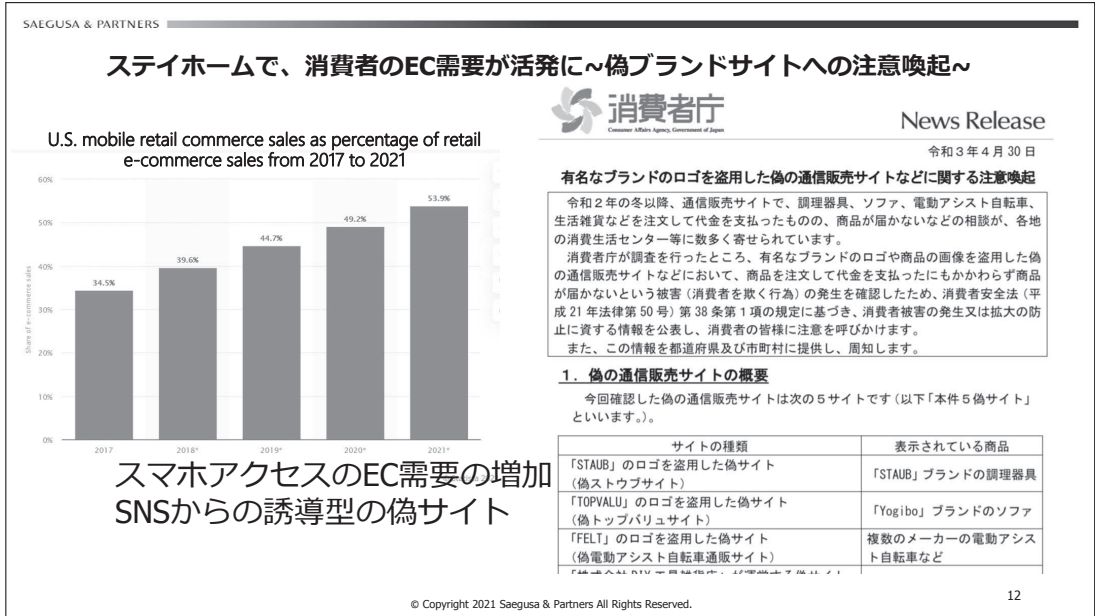
ステイホームで、消費者のEC需要が活発に～偽ブランドサイトへの注意喚起～

資料7の左側はアメリカです。アメリカも、モバイルからのECの需要が非常に増えていきます。これはステイホームで、巣ごもり需要がかなり増えたということです。アメリカもコロナの状況は少しずつ改善しているようですが、EC需要は今後もある程度増えていくことが見通せると思います。

また、消費者庁が先月末にも公表していますが、日本の偽サイトも本当に大変なことになっています。インスタグラムから誘導される偽サイト等で被害が多く出ており、中国から商品が届かないこともある。消費者庁のサイトに載っていた二つを紹介しますが、STAUBの事例は

(資料6)





全て偽サイトです。STAUBは高級ホーロー鍋です。とても安価では買えないものですが、つられて買ってしまう人がいる。トップバリューの偽サイトでは、Yogibo等が売られています。小さな画面でポチポチできる容易さが、消費者をニセモノに接触させ、詐欺被害につながっています。

電子商取引（EC）における模倣品対策

本日はEC関係のお話はできませんが、ECにおける模倣品対策はこれから極めて重要になってくるかと思えます。いろいろな国で、ノーティス&テイクダウンをしておりますが、大きなプラットフォームでできることと、できないこと。中国の小さなプラットフォームでは対策ができないことも多く別の問題が浮上します。ここは面白いところですが、本日は割愛させていただきます。

序“Champion”事件から税関を考える

Championの事例に基づいて、少し見ていきたいと思えます。Championはお洋服のブランドとして皆さんもよくご存じだと思います。Championブランドの所有者は、HANES

Brandsとって、白いTシャツのHANESを販売している企業です。資料9はHanesbrands Japanサイトの掲載画面ですが、模倣品や偽造品が出回っていることに注意喚起をしているページです。

では、どういう形でChampionは対策をしているのか。同社所有の登録商標は、もっとたくさんありますが、後ほどご紹介する事件では、この11の商標権を根拠に訴訟が提起されました。商標登録はもちろんですが、それに基づき税関保護もこれくらい出しています。Championでないものも、「Hanes」等の他ブランドのものもございしますが、Championの登録商標の保護申請が非常に多いです。まず商標登録が前提で、次に税関の保護登録がされるという流れです。

さて、その税関保護により、直近でどんな処罰が出ているのかは、インターネットで公開されています。一昨年ですが、ブルガリアが荷受国、帽子400個、罰金は800元だけです。貨物が低額ですから、行政罰は低くなります。次の事件は、対象がChampionのニセモノだけではなく、ミッキーマウスやSupremeも同時に差し押さえられています。エジプト行きのプラスチック製紐は、おそらく被服のパーカー等の

(資料8)

SAEGUSA & PARTNERS

序 “Champion”事件から税関を考える

HANES Brands Inc ヘインズブランドズ ジャパン株式会社

このチャンピオンロゴは正規ライセンスーだけが使用できる商標です。



【日本における正規ライセンスー】
LIST
(<http://www.championusa.jp/products/license/>)

出所：<https://www.hanesbrands.co.jp/newsroom/champion/20200914.html>

© Copyright 2021 Saegusa & Partners All Rights Reserved.

14

(資料9)

HBI

HANES Brands Inc

OUR COMPANY
会社情報
OUR BRANDS
ブランド紹介
OUR LICENSE BUSINESS
ライセンスー紹介
NEWSROOM
ニュースルーム
WORKING AT HBI
採用情報
SHOP
直営店
E-SHOP
オンラインショップ
SUSTAINABILITY
サステナビリティへの取り組み
CONTACT US
お問い合わせ

Hanesbrands Japan
ヘインズブランドズジャパン
Champion
チャンピオン重要なお知らせ
Hanes
ヘインズ重要なお知らせ

Newsroom

謹告：偽物及び偽Championサイト/詐欺サイトにご注意下さい！！ 2020-09-14

●偽物に注意！
近年、弊社のChampionブランド（Champion, Cロゴ）を付した模倣品・偽造品が、インターネット（フリマ、オークションサイト等を含む）でも多く売られ、日本だけでなく韓国、中国などのアジア地域でも被害が広がっております。
弊社の正規取扱店又は弊社の「チャンピオン/ヘインズ 公式通販サイト」(<http://www.hanesbrandsinc.jp/>) 以外のお店でご購入されると、知らずに偽物を購入されている場合がございますのでご注意ください。
また、海外サイトからご購入された場合、税関で模倣品として商品が押収された上、返品ができない為海外業者から返金を受けることもできない、といったケースも出てきております。

模倣品・偽造品に対して弊社は品質保証等は一切致しません。

●偽Championサイト&詐欺サイトに注意！
あなたも弊社の公式オンラインストアかのように装い、弊社の商標・ロゴや公式オンラインストアに複製の画像等をそのままコピーして無断で使用しているサイトを確認してござい

紐に使うものではないかと思えます。4500個で罰金20元と安いです。(罰金としては)あまり意味がありません。またカジュアルシューズ2000足、罰金もこの程度となっています。

このように、税関における処罰事件は、商標が有名であればあるほど沢山出てきます。リーバイスと共に洗濯タグが止められた事件。タグ

なのでとても単価は安く、件数は多いのですが、タグだけです。タイ行きの靴もあります。このように、完成品と一部品、タグ等が異なる荷積みで小分けで通関し、その個数自体も小口貨物が多いという実情をご理解いただくことができます。

序：まとめ

権利者にとっては、とても煩雑な税関対応ですが、先ほどのように侵害者にとってダメージは小さい。なぜなら貨物価格が低く、定率の罰金額が少ないからです。さらに苦しめるのは、権利者側は真正品かニセモノかの真贋判定が必要

であり、真正品が止まる可能性もリスクとしてあります。社内の知財部としては、細かな小口貨物の通関に時間を採られることとなります。

では税関をどのようにうまく利用するのか。それには、税関の保護登録が前提ですが、その後、侵害者までどのように繋がるか？侵害者が捕まらなくとも、通関業者であったり、貿易会

(資料10)

SAEGUSA & PARTNERS

まず、商標登録を！

図様	商標	申請/登録	申請/登録	申請/登録	申請/登録
	18	18624837	HBIブランド...	2015-12-17	2017-01-28
	25	18624840	HBIブランド...	2015-12-17	2017-01-28
	18	18624849	HBIブランド...	2015-12-17	2017-01-28
	18	7508302	HBIブランド...	2008-06-30	2012-07-07
	25	5801739	HBIブランド...	2006-12-22	2011-04-21
	21	4020135	HBIブランド...	2004-04-16	2007-04-28
	18	4020141	HBIブランド...	2004-04-16	2008-02-28
	35	4020146	HBIブランド...	2004-04-16	2007-04-14
	18	3073061	HBIブランド...	2002-01-18	2003-05-14
	25	897189	HBIブランド...	1994-08-27	1996-11-14
	25	206355	HBIブランド...	1983-08-12	1984-03-30

Copyright 2021 Saegusa & Partners All Rights Reserved.

つぎに税関保護を！

図様	商標	申請/登録	申請/登録	申請/登録	申請/登録
	C&A	22015633	T2021-103824	国内登録	9
	Champs	22015632	T2021-103823	国内登録	9
	CHAMPION	6774906	T2021-103822	国内登録	9
	C&A	7173134	T2020-85534	国内登録	25
	C&A	3303978	T2020-94247	国内登録	25
	Champs	6362751	T2020-49586	国内登録	25
	C&A	4020141	T2018-67754	国内登録	18
	C	327850	T2018-66612	国内登録	25
	Champs	18624840	T2017-64643	国内登録	25
	C	867726	T2016-49811	国内登録	25
	C&A	3073061	T2016-45042	国内登録	18
	Champs	7508302	T2016-44530	国内登録	18
	BALI	708530	T2014-37332	国内登録	25
	OUTER BANKS	722065	T2014-37126	国内登録	25
	C	207525	T2014-34617	国内登録	25

(資料11)

SAEGUSA & PARTNERS

序：まとめ

- ・ 小口貨物が多く、煩雑 = ダメージは小
→ 真正品にも影響、当局とのやり取り
- ・ うまく利用、まずは税関保護登録が前提
- ・ 税関の情報から何を得るのか？

... → — → □

Copyright 2021 Saegusa & Partners All Rights Reserved.

社の情報から何を得られるのか。そのような糸口が重要だということで、話を進めていきたいと思います。資料11の矢印は、この最初の点を、いかに線につなげ、面につなげていくかを意味します。この矢印の方向性が、税関をうまく使うメリットかと思えます。

(1) 税関における保護

次は、税関における保護です。資料12に条文番号を記載していますが、こういう規定で色々レギュレーションがございます。

税関保護のスキームについては、受動型や主動型と言ったりするのですが、どちらの目線で

(資料12)

SAEGUSA & PARTNERS

1、税関における保護

- ・ 税関法（海関法）44条
 出入国貨物の知財保護の実施
- ・ 税関法（海関法）91条
- ・ 税関保護条例 3条
 税関の権力行使
- ・ 侵害規定 = 商標法
- ・ 処罰規定 = 海関処罰実施条例



◎ 税関主体型保護モデル
→ 保護登録を前提とした職権処理

・ 権利者主体型モデル
→ 権利者自らが猜疑貨物を発見し個別申請

© Copyright 2021 Saegusa & Partners All Rights Reserved.

(資料13)

SAEGUSA & PARTNERS

商標法第57条
下記の各号の行為の一つに該当するときは、商標権の侵害とする。
 (一) 商標権者の許諾なしに、同一の商品についてその登録商標と同一の商標を使用しているとき
 (二) 商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と類似の商標を使用し、又は類似の商品にその登録商標と同一若しくは類似の商標を使用し、容易に混同を生じさせること。
 (三) 以下省略...

海関法第91条
本法の規定に違反し中華人民共和国の法律、行政法規が保護する知的財産権を侵害する貨物を輸出入する場合、税関は権利を侵害した貨物を没収し罰金を科す。罪となる場合、法により刑事責任を追及する。

海関行政処罰実施条例第25条
中華人民共和国の法律、行政法規によって保護される知的財産権を侵害する貨物の輸出入を行った場合、権利侵害貨物を没収し、貨物価値の30%以下の罰金に処す。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。税関に対して知的財産権状況を申告する必要があるにもかかわらず、輸出入貨物の荷送人、荷受人及びその代理人が規定どおりに税関に対して事実に基づく知的財産権関連状況を申告しなかった、または関連知的財産権の合法使用を証明する文書を提出しなかった場合、5万元以下の罰金に処することができる。

© Copyright 2021 Saegusa & Partners All Rights Reserved.

(資料14)



主動か、受動かが分からなくなるので、「税関主体型保護モデル」と「権利者主体型モデル」に分けて表現したいと思います。すなわち税関が貨物を見て、税関自らが差止めを行うのが前者、権利者側が主体的に調査を経て模倣品が海外に輸出されることが分かった場合、貨物の通関情報を税関に伝え、それを根拠に税関保護を図るのが権利者主体型モデルです。この二つのモデルをご紹介します。この二つのモデルをご紹介します。

続いてご紹介するのが、資料13の商標権侵害の根拠条文ですが、登録商標と同一の商品に同一の商標が使用される場合には商標権侵害となります(商標法57条)。海関法の「海関」は中国の「税関」を意味します。税関法、あとは処罰実施条例。さきほど申し上げた罰金ですが、貨物価値の30%以下の罰金と規定されています。多くて数百元とか、それほど多くないと思っていたら、あまり痛くもかゆくもない罰金の規定が、ここに規定されています。

次の資料14は、中国の税関の地図です。中国は広くて、税関は海もあれば、陸続きの国境も税関で、かつ飛行機による空輸は空港税関となることから、このように沢山ございます。よく事件として上がるのは、上海、寧波、青島、深

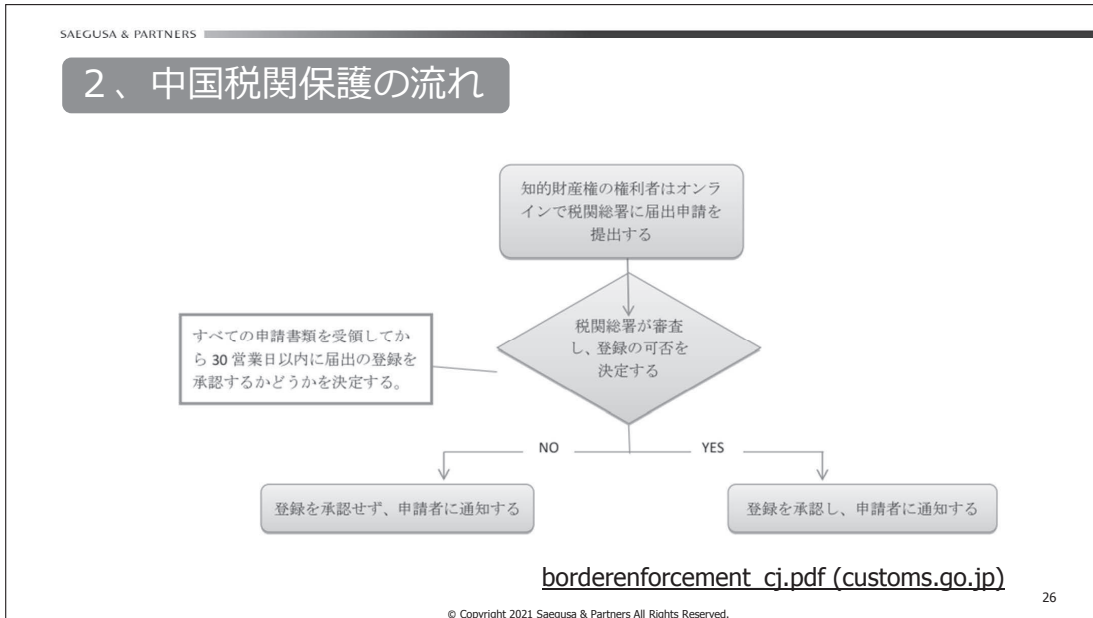
圳、広州税関、多くの貨物が行き来する場所です。大きな事件になるのは、今申し上げたような税関かと思っています。

(2) 中国税関保護の流れ

資料15は、税関保護の流れです。現在、全てオンラインで届出をします。非常に簡単です。この北京の税関総署のオンラインで届出をさせていただきます。その内容で登録の可否が決定されます。例えば商標であれば、その期間満了までですが、更新を経て、また保護を継続することができます。日本企業には中国代理人がついていますので、代理人経由で行なうことが多いと思いますが、現地法人が直接申請することもできます。

代理人と権利者はここでログインしていただく。だから私はできませんが、ここから入っていきます。ここでログインして、税関の保護の種類。商標なのか、国際登録なのか、通常中国国内登録なのか。次に権利の種類、発明、意匠、実案、著作権。権利者情報をタッチして、代理人情報を入れます。代理人情報は、2件までしか入りません。後は権利内容を入力します。実際に見つかっている模倣品については、具体的に添付する。真の使用権者は通関が止まらな

(資料15)



(資料16)



いようにホワイトリストで述べていく。審査は30日程度で、現地代理人費用はかかりますが、税関の費用は無料で簡単な流れです。

重要監視アイテムリスト (任意項目)


任意項目については、こちらはアンダーアーマーですが、これが模造品であれば、どうい

ところに特徴があるかという侵害品の特徴を書いていきます。

合法的使用者 (ホワイトリスト)

資料19はホワイトリストです。ホワイトリスト記載の貿易会社については、真正品であり通関を停止させないため記入していきます。ホワ

(資料17)



代理人/権利者アカウントでログイン
保護申請画面

↓

税関の保護の種類を特定
商標 (国内、WIPO)
発明、意匠、実用新案、著作権

↓

権利者情報の入力 ※電子登録証

↓

代理人情報・連絡先の入力

↓

権利内容等の入力
重要監視アイテムリスト
合法的使用者 (ホワイトリスト)

* 30営業日 * 費用：無料
* 10年、満了前6ヶ月前に更新可能
* メールで通知 * 商標は更新毎に！

© Copyright 2021 Saegusa & Partners All Rights Reserved. 28

(資料18)



© Copyright 2021 Saegusa & Partners All Rights Reserved. 29

イトリストの管理が大変かもしれませんが、変更があれば変わったときに、都度更新をする必要があります。以上、まず保護の登録をします。

税関主体型保護モデル→保護登録を前提とした職権処理

侵害品が出た場合、資料20が税関主体型の保

護モデルです。権利者主体型については税関から権利者に通知されます。これを税関が行うか、権利者側が自ら探してくるかどうかだけの問題で、ここだけが違います。後は、流れとしては同じです。

発見されると、一度通関をストップさせて権利者側に伝え、もしくは代理人がいれば登録さ

(資料19)

合法的使用者（ホワイトリスト）は事後的に追加可能

④ 合法使用者情報

注意：以下有关合法使用者的信息将用于海关识别合法货物，避免因海关采取知识产权保护措施阻碍合法进出口。全面、准确地提供以下信息是知识产权权利人的法定义务。

合法使用者名称： 投稿查询 精确查询

手工添加 导入模板下载 本地导入 导出全部 删除合法使用者

<input type="checkbox"/>	合法使用者名称	合法使用者类型	许可使用商品	许可使用起始日	许可使用截止日	备注	操作
<input type="checkbox"/>	12	製造商	商品	2017-03-01	2017-03-31		 

共 1 页 30 条

© Copyright 2021 Saegusa & Partners All Rights Reserved.

れた代理人に伝える。そして3日以内に真贋鑑定した上で、止める必要があれば差押えとなります。本当に侵害かどうかの調査が入り、そして侵害のおそれが高ければ、ここで貨物の処分という簡単な流れです。もちろん侵害が認定できなければ、その後通知され、次は司法手続となります。このような三つのパターンに流れていくということです。

(3) 税関保護

ポイントは、まず通知がされたときの対応。あと調査が入ったときの30日間の対応。処分後の対応。この三つで見たいと思います。

被疑侵害品の通関時に侵害の疑いのある貨物の差押えの連絡が入れば実際にどうするか。コロナ禍でもあるので写真を要求し、証拠を提出しながら真贋の判断を行う。代理人に行かせるかどうか、現地法人の担当者に行かせるか。かかる判断が、本当に短い期間なので重要です。

もし止めたい場合は担保金の準備が必要です。このときに誰が支払うかも実務上のポイントになります。また調査においてどうしていくか。貨物の量、真贋かどうかの鑑定方法。それから入手できる情報は全て取りたいので、入手

できる情報がどれだけあるのか。最後、処分時の対応。担保金はどれぐらい返ってくるのか。がポイントです。

法律上は押収すると、原則は見せしめ処分が多く廃棄となりますが、法律上は社会公益事業やマーク除去後の競売等が合法的対応です。しかし実務上は聞いたことがありません、かつてはあったようですが。意匠については、原則として裁判によるので措置はとられない。ですから右端の裁判所対応ということになっていきます。

(4) ①税関保護事例

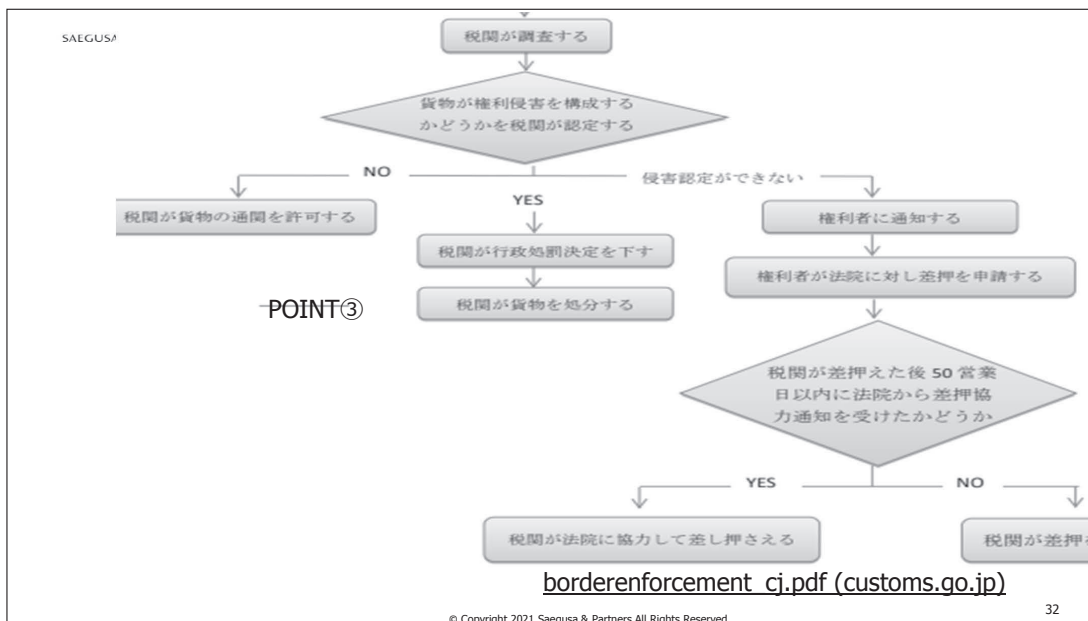
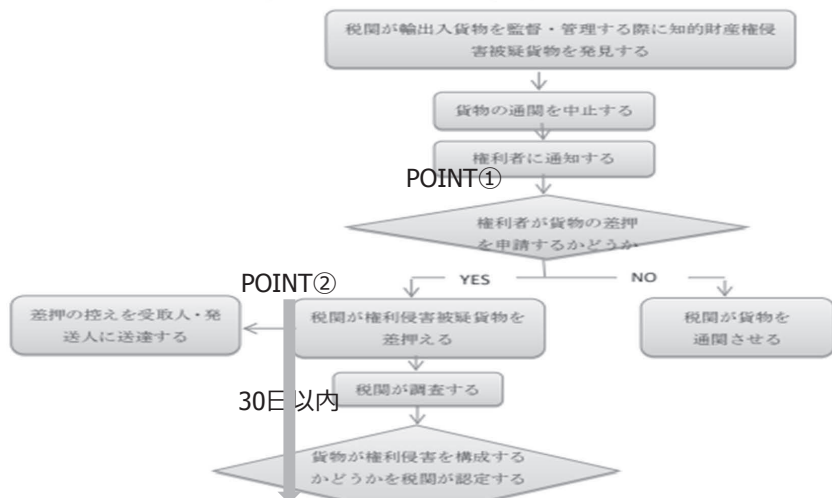
資料21は現地事務所から写真の提供もいただいて、本日の講演での公開をご了承いただいています。本件は税関が主体的に動いたもので、ニセモノの化粧品を止めました。まず、代理人に税関から連絡が届き、侵害状況を確認。この代理人は直接赴きました。写真が不明瞭だったからです。写真撮影の希望も聞き入れられますが、なかなか動いてくれない場合には直接行ったほうが早い。

上の写真は税関が撮ったもの、下は代理人が直接撮影したものです。担保金は代理人が立替で払うことが多いですがこれが一番確実かと思

◎ 税関主体型保護モデル→保護登録を前提とした職権処理

税関が職権により被疑権利侵害貨物を差押える手順

根拠：「中華人民共和国税関による『中華人民共和国知的財産権税関保護条例』の実施弁法」



います。恒常的に税関事件がある権利者においては、総担保制度もあります。本件は、寧波税関でした。このような通関一時中止の通知が届き、侵害状況がある程度分かりますが製造者等の記載はありません。通関業者しか掲載されていないので、どこから、どういうふうになられたというのは、この中では知るすべがありません。1週間以内にこのような調査をします。そ

こで差押状況を通知して、侵害認定される訳ですが、かかる行政罰が出る前にできるだけ税関から聞けるものは聞く。B/Lやパッキングリストまで聴取できれば万々歳だと思います。通関業者の立場としては、できるだけ情報は開示したくないのですが、裁判になるのは非常に困る。ですからタイミングが重要で、早いタイミングであれば貿易会社の責任者から情報を得ること

(資料21)

SAEGUSA & PARTNERS

税関主体型保護モデル

4 ①税関保護事例 資料提供：HFG Law Firm

寧波税関は2021年1月、W社の税関登録商標の侵害猜疑にかかる化粧品発見、通関を一時中止。同時に、W社税関登録代理人に連絡、同製品の知的財産権侵害状況を確認した。

↓

税関に赴き、撮影、保護申請④、担保金支払④、処分確認、侵害品の廃棄処置のフォロー
 ※担保金は代理人が立替可能

税関が提供した製品写真



税関に行つて撮影した写真



中国人民共和国寧波海关
 确认知识产权状况通知书

质权知确字(2021)0204号

权利人: 宁波威立士进出口有限公司
 侵权人: 威立士进出口有限公司
 侵权商品: 威立士进口化妆品
 侵权数量: 2282个、涉嫌侵权
 涉案金额: 人民币100000元
 侵权性质: 侵犯注册商标(备案号: 98888888)
 侵权时间: 2021年1月1日至2021年1月31日
 侵权地点: 浙江省宁波市北仑区
 侵权后果: 严重
 侵权证据: 充分
 侵权认定: 成立
 侵权处理: 没收侵权商品, 销毁侵权商品, 没收违法所得, 罚款人民币100000元
 侵权赔偿: 人民币100000元
 侵权救济: 权利人可以向海关申请扣留侵权嫌疑货物, 也可以向人民法院申请财产保全
 侵权救济: 权利人可以向海关申请扣留侵权嫌疑货物, 也可以向人民法院申请财产保全
 侵权救济: 权利人可以向海关申请扣留侵权嫌疑货物, 也可以向人民法院申请财产保全

© Copyright 2021 Saegusa & Partners All Rights Reserved.

(資料22)

SAEGUSA & PARTNERS

税関は、原則として権利者又は代理人から保護申請を受けてから1週間以内に権利者に侵害品の差押状況を通知


↓

税関の調査状況を都度確認し、貿易会社の責任者の情報や連絡先、B/L、通関申告書、パッキングリスト等の入手を試みる(税関はあくまでも情報入手と捉える)


↓

差押日から30営業日以内侵害認定


税関が侵害品を差し押さえた写真(見本)




侵害被疑品差押え通知書



税関調査写真(見本)



送達領収書(見本)



© Copyright 2021 Saegusa & Partners All Rights Reserved.

ができるので、侵害認定前にこのような情報を取りたい訳です。現地事務所においては、かかる裏仕事をしてくれない事務所もあります。正直、泥臭い仕事ですから、税関に強い事務所を起用されるべきかと思えます。そして侵害認定がされ、処罰決定書が出ます。その後罰金を科された行政処罰決定書が通知され公開されます。

最終的には、実際侵害品が廃棄されたかどうかを確認しなければなりません。廃棄写真の取得に非協力的な税関もあります。もしくは廃棄場所に行きたいと言っても、「それはだめだ」と。知財保護キャンペーンや知財保護の日といった公の記念日に一斉に廃棄すると言われてしまうこともあります。廃棄にも費用がかかり通知さ

(資料23)

SAEGUSA & PARTNERS

税関は、原則として差押日から1~3ヶ月内に行政処罰を下す。侵害品を没収し、貨物価値の30%以下の罰金を科す。

廃棄写真を取得する、または廃棄現場に赴き確認。担保金の返還請求手続を行う。感謝状、税関セミナー等のフォローも。

宁波海关知识产权案件费用支付通知书

中华人民共和国海关

处理结果通知书

海关通知

公司出口的侵权包 (单位)

由一案, 我关经调查, 已经作出没收侵权货物, 并处罚款人民币 3000 元的行政处罚决定。现根据《中华人民共和国海关关于《中华人民共和国知识产权海关保护条例》的实施办法》第三十条的规定, 将有关情况通知如下:

(一) 货物名称和数量: [redacted]

(二) 收货人名称: [redacted] 公司

(三) 申报出口日期: [redacted]

(四) 海关扣留日期: [redacted]

(五) 海关行政处罚生效日期: [redacted]

(六) 货物启运地: [redacted]

(七) 货物指运地: [redacted]

(八) 其他有关情况:

特此通知

中华人民共和国 海关

© Copyright 2021 Saegusa & Partners All Rights Reserved. 36

れますが、あまりにも高額な場合には、かかる交渉も必要になることがあります。

こういった税関の協力を得るためには、税関とコネクションを有効的で、いい意味での信頼関係の構築のために、一事件が済めば感謝状であったり、盾等を税関に渡す。継続的に真贋鑑定のための税関セミナー等も開催し、税関行政をフォローしていく姿勢も必要かつ重要になっていきます。

(4) ②税関保護事例

資料24も最近の哺乳瓶の事件です。侵害品の興信調査をしているときに倉庫が見つかり、倉庫の中で結構な量の貨物が直近で海外に出されることが分かった。倉庫関係者が聴取でしゃべったということです。しかし、どこの港から出るかなどの聞き込みはできず、通関情報が分からない中昼夜2日間倉庫の見張りをしました。そしてトラックに積み込んだコンテナの番号と、トラックの番号を入手しました。刑事事件の追跡のようですが、港である寧波に入り、税関保護申請をしながら、先ほどの権利者主体型モデルで止めてもらった事件です。その後は先ほどと同じ流れになります。

(5) 龍騰行動2021 (Longteng Action 2021)

今年は2年に1回の税関のキャンペーンが開かれています。これは2017年、2019年に続き3回目ですが、スタート2か月で前年比2倍以上となっています。ですから今年はポイントです。特に広州では、香港、マカオ間の法執行強化もあり、税関による保護がかなり期待できます。やはりコロナ関連商品が多いですが、「北米、ヨーロッパ向けには」「日本向けには」という感じで、税関が特に監視を厳しくする重点アイテムもあるようです。

資料26の上の写真は今年2月のものです。ブランドはシャネルとジョーマローン、ヴィクトリアシークレットの香水7440本が、広州の税関で止まりました。下の写真は、中国のローカルブランドだと思われませんが、オートバイ用のタイヤです。16トン青島の税関で止めました。これが龍騰キャンペーン2021 (Longteng Action 2021) の実績の一つで、今年はそういう意味で狙い目です。

北京税関のプラットフォーム“雲確 (云确)”

先ほどの真贋鑑定ですが、真正品と模倣品の

(資料24)

4 ②税関保護事例 資料提供：HFG Law Firm



対外貿易倉庫に侵害品発見
倉庫関係者から情報聴取

昼夜二日間の見張り監査を経て、
・トラックのナンバープレート
・コンテナ番号の入手



(資料25)



コンテナ番号

为提供报关单记录
船名/船号: BELCTA
船名: COSCO SHIPPING
ADRIANUS
船号: 036W
箱号: TRLR0271027
箱封封号: 202005211618
申报号: AEJEA
箱主: CMA
尺寸类型: 45GP
箱封号: 1918872
空重: 1
箱毛重: 25630.0
申报交货时间: 2020090213342

船名/船号: BELCTA
船名: COSCO INDIAN OCEAN
船号: 036W
箱号: TRLR0271027
箱封封号: 202005211618
申报号: AEJEA
箱主: PHL
尺寸类型: 45GP
箱封号: UCL5781
空重: 1
箱毛重: 29659.0
申报交货时间: 2020051110436

差押え申請条件が備えた



区別が大変です。これも今年のニュースに出ていましたが、いろいろところでIT化が急速に進んでいます。登録証も最近は電子になっており、出入国の顔認証のデジタル化もどんどん進んでいます。

例えば今年1月、北京税関はチャネルの真贋をクラウド上で実施しました。ビデオや写真撮

影の要求を提示して、権利者側からの要求があり、その場でシリアル番号と2Dのコードなどの詳細で判定し、9分で完了したということです。今まで1週間かかっていたものの省エネが図られています。商品によっては使える可能性があるのも、ご案内しておきます。

5、龍騰行動 2021 (Longteng Action 2021)

- ・2017年、2019年に続き3回目のキャンペーン
- ・スタート2ヶ月で前年比2倍以上、保護申請も2,862件
- ・広州では、香港及びマカオ間の法執行を強化
- ・マスク等のコロナ関連商品↑
- ・北米、ヨーロッパ向けには食品、医薬品、タバコ、時計、衣類、靴、帽子、バッグ等が重点アイテム
- ・日本向けには、玩具、家電製品、パーソナルケア製品等が重点アイテム



© Copyright 2021 Saegusa & Partners All Rights Reserved.

39

まとめ

中国税関のまとめです。Championのように小口の貨物が多いので、ダメージは小さい。あくまでも“点”、端緒として捉えて、その後処罰書を細かく出させ、それらを“線”にもっていければラッキーかと思います。特に今年は龍騰キャンペーンがありますので、情報入手が楽な場面が出てきます。情報はやはり税関にネチネチ聞くしかない、税関から捕まえられた通関業者に聞くしかないので、通関業者の行政罰が出る前のタイミングで、できるだけ多くの情報を入力する。先ほどのB/Lであったり、パッキングリストということです。

短い判断なので、日本企業はこの迅速性に弱いことがあります。税関保護を申請されたら、具体的なその後のシミュレーションをされておかれたらと思います。迅速性があれば情報が入手でき、それが芽づる式に“線”につながっていきます。尻尾まではいかないかもしれませんが、その“点々”を“線”につなげていける情報になる。そのための税関として、ぜひぜひ使っていただければと思います。安易な気楽な気持ちで税関の保護申請をされると、その後の真贋対応

等が煩雑で知財部の業務が増えますから、その点にも注意は必要です。

一服しますが、ではどんな権利が税関で保護申請されているのか。龍騰キャンペーンが開かれていることは、日本企業の皆さんはご存じです。今年になってからも、多くの知的財産権、特に商標については申請がされています。

これは著作権ですが、いわゆる設計図面が著作権として登録されて、保護申請されていました。エステで使うヒノキの木の手も著作権で保護されています。

くまモン。キャラクターは動きますので、いろいろなビジュアル、いろいろなパターンを著作権で届出されています。キックボードみたいなこちらは意匠です。

これらは今年に入ってから届出数の全てです。更新のものも新しく番号がつかますから、ちょうど10年目の更新のタイミングの商標も入っていると思います。安田金属さんのGLOBAL包丁の取っ手などが出されています。

モンスターエナジーやヒューレット・パッカー・エンタープライズは、こちらの部分だけを著作権で届出をされています。農作機械の

色の組み合わせの商標も、税関の保護登録がされています。実際に行政当局で差押えられた事例もあります。

おまけ“Champion”事件のその後

“Champion”事件のその後です。さっきの“点々”から“線”へ、そして“面”ですが、いろいろな情報をChampion (Hanesbrands)も税関から入手していますが、民事訴訟を提起したという事件の判決があります。税関の“点々”が、広がったといえますが、賠償額も高額でした。資料27の写真ですが、皆さん中国出張などで街を歩いていて、こんな店舗があれば安ければ買ってしまおうのではないかと思います。公式ストアみたいに見えますが、これはリアルな偽ショップです。

「Champion」商標及び不正競争事件

事件の概要ですが、Hanesbrandsが中国11省で大規模な偽造品、粗悪品を販売し、経営していた6被告。①から⑥まで、いちばん最後の6被告は自然人です。これらを共同被告として、南京の中級人民法院で商標権侵害及び不正競争防止法違反で提訴し、侵害行為が認められた事

件です。

権利者側Hanesbrandsの記事ですが、今までは税関の行政処罰のちっぽけな罰金で終わっていたが、今回は大きな勝訴だという記載があります。今までは税関の“点々”しかなかったのですが、今回は“面”につながられたというところ。そういう報道がされていました。

6被告がどういう立ち位置にいるかといいますと、第1被告はハリケーン、2は程達。この2者、第1被告と第2被告は、3年前の2018年に、中国におけるブランドの正式な授權証を持っているということで、第3被告に加盟店の契約を権利授与している。合法的に契約を締結したと裁判所でも主張しています。しかし実はこれは合法的でも何でもありません。アメリカ法人より真正品を買って、その販売契約書を持って、実際に我々には経営権があると吹聴し、販売代理権をライセンスすると。それでもってどんどん悪の当事者が増えていったという事件です。第3被告が販売をし、輸出入もしている。そして侵害品の製造もしています。この悪の連鎖でフランチャイズ形式で末端までライセンスされ、末端は気の毒ではありますが本件は①から⑥まで注意義務違反も含めて、被告全員に侵害が認

(資料27)

SAEGUSA & PARTNERS

「Champion」商標及び不正競争事件

アメリカ法人、ヘインズブランズ (HBI Branded Apparel Enterprises, LLC) は、中国11省で大規模な偽造品及び粗悪品を販売し、かつ無断で小売店舗を経営していた6被告 (ハリケーン①、程達②、レインボーウィング③、フークン④、雲碼⑤、呉章皓⑥) を南京市中級人民法院に商標権侵害及び不正競争防止法違反により提訴し、その侵害行為及び損害賠償 (400万元/約6800万円) が認められた事件



従来は税関における行政処罰のみ (前述)

(2019)蘇01民初408号 2020年12月8日

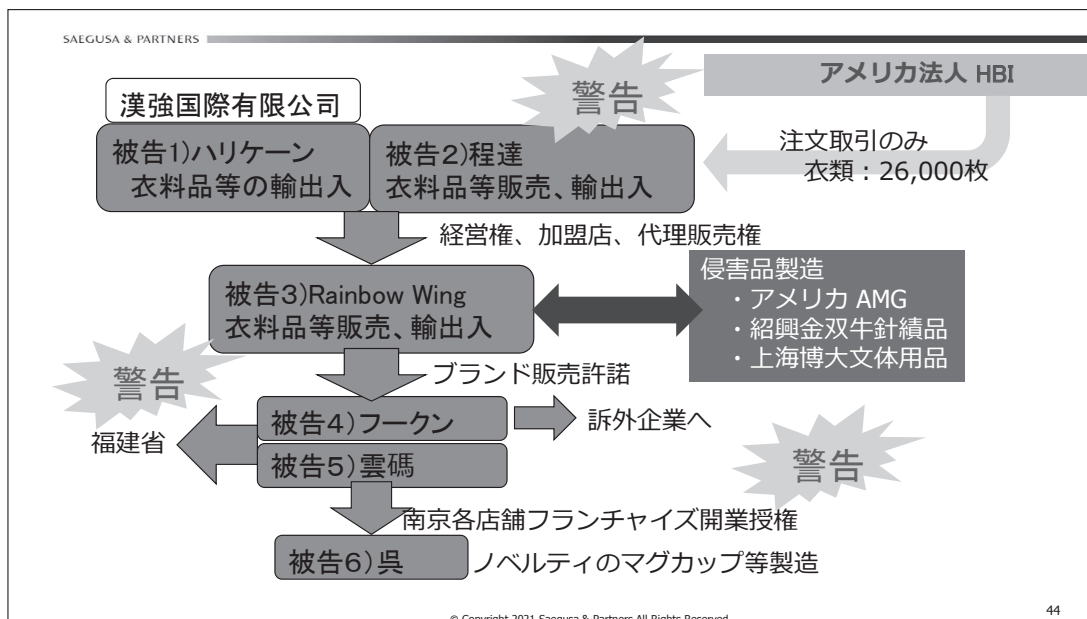
<http://news.winshang.com/html/068/0334.html>

© Copyright 2021 Saegusa & Partners All Rights Reserved.

43



(資料28)



められました。通常の事件であれば、末端は注意義務違反はなく、賠償責任は免責になることも多いのですが、本件は6被告に賠償責任までを肯定した事件です。

Hanesbrandsも最初は警告を大量に送っていますし、当初は非常に紳士的な文面で丁寧な回答をしています。「当社の商品を気に入ってくれて感謝します。しかし、経営権までを渡したわけではありません」。そのようなメールの一つ一つが全て証拠として出されていました。原告は、2018年6月以降、彼ら6被告がいろいろなところで拡散させてしまった侵害品を、一つずつぶさに公証し、警告をし、さらに監視を入れていった。行政摘発も行い、全て証拠がそろったところで行政処罰書も出しながら、全体に向けて裁判をした訳です。6被告以外の訴外第三者はたくさんいます。6被告のみでしたが、彼らの末端までいくと、もっといろいろな人たち、会社が巻き込まれていたというものです。

結論は、商標権侵害も不正競争防止法による不正競争行為も両方が認められました。損害賠償額も多額であり、謝罪広告も認めました。謝罪広告は裁判所や事件により、その傾向が異なりますが、上海では認める傾向にあると思います。

本日の前半で触れました税関の行政処罰が、今回の事件でどこまで利用されたかは水面下なので分かりません。しかし、税関の利用も、この事件が“面”につながったように、端緒の一つだと私は思っています。そういう意味で、税関もうまく使われるのが重要かと思っています。

最後にHanesbrandsは声明を出しています。今後も積極的な努力を続けていきます。アメリカの報道としては、ニューバランスの大きな損害賠償勝訴事件があり、その後このChampion事件があったので、中国において知財の権利主張もできる時代になったという前向きな報道がされています。“点”から“線”に、“線”から“面”に、と結果につながった事件だと思っています。

以上で私からの説明を終わらせていただきたいと思っています。本日はご清聴ありがとうございました。

(本稿は、2021年5月13日に行われた(公財)日本関税協会 知的財産情報センター(CIPIC)主催講演会の講演をベースとしてその概要をとりまとめたもので、意見にわたる部分については、筆者の個人的見解であることをお断りします。)